

障害のある医療系学生の 教職員協働支援について

国立高等専門学校機構本部

特命准教授／学生参事補／障害学生支援スーパーバイザー

日本学生支援機構

客員研究員

船越高樹

いただいたお題

- 一般的な基礎知識（法律等含む）
- 受験前に障害について相談なく、合格後に申し出た場合の対応
- 以下にあげた個別の障害に対する対応（特に入学後に生じた場合）
 - ①内部障害（移植後の免疫抑制剤使用やインスリン治療など）
 - ②トランスジェンダー（着替えなど）
 - ③四肢麻痺
 - ④識字障害（明朝体が苦手など）
 - ⑤色弱（赤いポインターは見えないなど）
 - ⑥聴覚障害
 - ⑦書字困難

初等・中等・高等 それぞれの対応枠組み

初等教育

中等教育

- 特別支援教育
- インクルーシブ教育システム



高等教育

2012（平成24）年12月

障が**い**のある学生の修学支援に関する検討会報告
(第一次まとめ)

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm



2017（平成29）年4月

障**害**のある学生の修学支援に関する検討会報告
(第二次まとめ)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm



2012年「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」

障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）概要

平成24年12月 文部科学省

- 我が国の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方等について検討するため、平成24年6月、高等教育局に本検討会（座長：竹田一則 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）を設置。
- これまで計9回にわたり検討を行い、（1）大学等における合理的配慮の対象範囲、（2）同合理的配慮の考え方、（3）国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき①短期的課題、②中・長期的課題などについて、第一次まとめとして取りまとめ。

大学等における合理的配慮の対象範囲

- 「学生」の範囲
大学等に入学を希望する者及び在籍する学生
（科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む）
- 「障害のある学生」の範囲
障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生
- 学生の活動の範囲
授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象
※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

合理的配慮の考え方

合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個別性が高いもの
→大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理

主な記載内容

- ①機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。
- ②情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。
- ③決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。
- ④教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。
- ⑤支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
- ⑥施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。
など

関係機関が取り組むべき課題

短期的課題

- 各大学等における情報公開及び相談窓口の設置
・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。
・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成
・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。

中・長期的課題

関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理
①大学入試の改善、②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化、③通学上の困難の改善、④教材の確保、⑤通信教育の活用、⑥就職支援等、⑦専門的人材の養成、⑧調査研究、情報提供、研修等の充実、⑨財政支援

今後の取扱い・課題

- 全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の温度差をなくすることが重要であり、現時点における一つの指針として活用されるよう本報告を取りまとめ。
- 今後、各大学等の状況等を踏まえ、大学等における種々の事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。
- また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における状況や支援技術の進展等に応じ、見直しを図ることが必要。
- その他、合理的配慮決定において合意されない場合の解決手段、通学等の課題については、引き続き検討。



2016年「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」

障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成28年度） 第二次まとめ（概要）

- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、**これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。**
- こうした状況を踏まえ、**障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方**について検討を行うため、「**障害のある学生の修学支援に関する検討会**」を開催。平成29年3月に検討結果を「**第二次まとめ**」として取りまとめ。

第一次まとめの進捗状況

全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。

検討の対象範囲

- 第一次まとめの検討範囲を踏襲。
- 加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。（参考となる配慮事例を提示。）

差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方

（1）基本的な考え方

- 「不当な差別的取扱い」：正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。
- 「合理的配慮」：第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。

具体的な内容

（2）大学等における実施体制

各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。①事前的改善措置（中・長期的な取組）、②学内規程（対応要領や障害学生支援に関するルール）の作成・公表、③組織（主なものは意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」）

（3）合理的配慮の決定手順

①障害のある学生からの申出（学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則根拠資料必要。）、②学生と大学等による建設的対話（学生本人の意思決定を尊重）、③内容決定の際の留意事項（教育の目的・内容・評価の本質部分は変えない）、④決定内容のモニタリング

（4）紛争解決のための第三者組織

中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。

各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

（1）教育環境の調整

変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。

（2）初等中等教育段階から大学等への移行（進学）

高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。

（3）大学等から就労への移行（就職）

障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。

（4）大学間連携を含む関係機関との連携

地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。

（5）障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置

組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。

（6）研修・理解促進

教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対しての理解促進の取組も重要。

（7）情報公開

支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。

社会で活躍する障害学生支援センター（仮称）の形成

障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。

→ 幹事校と連携校、連携機関（福祉・労働行政、企業等）からなるセンターの形成。

【今後の議論が望まれる課題】

障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援



「合理的配慮」と「特別支援教育」の関係

■ 「合理的配慮」 障害者権利条約 第二条 定義

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

➡変更と調整のみ行う＝「**機会の保障**」のみ ※結果の保証はしない

■ 「特別支援教育」

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

➡その子の「得意」なところに着目し、「得意」なところを伸ばし、それが「**拠り所**」となるようにするための教育。≡「**結果の保障**」有

後期中等教育機関の
高等学校では
特別支援教育
ができるため

履修困難な単位が
有っても
「教育的配慮」
「校長裁量」で
卒業できる可能性有

高等教育機関には「合理的配慮」はあっても「特別支援教育」はない。
「機会の保障」はするが「結果の保障」を目指すものではない。

多くの人（特に保護者）がこのことを知らない

「合理的配慮」とその他の配慮の違い

教育活動の一環としての 学生支援

これまでも提供されてきたし、
これからも提供される

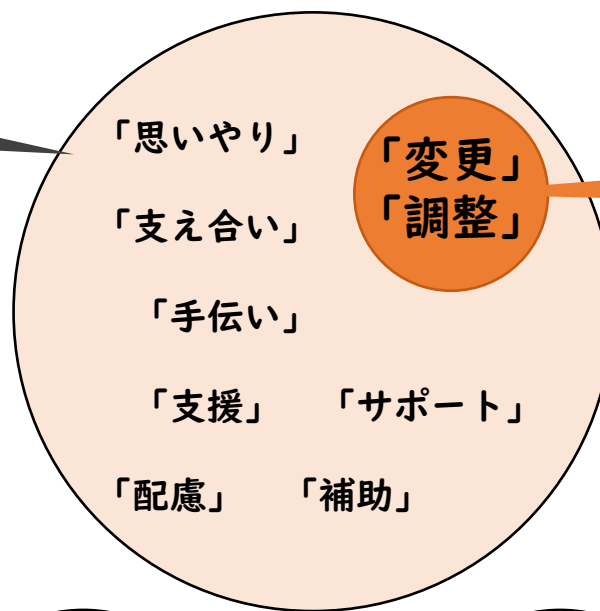
各教員の工夫と判断で提供する 「教育的配慮」



教員の個々の
教育的理念に基づき判断
各自の工夫で提供

提供側のさじ加減で
「思いやり」の
発露としてなされる場合がある

提供しないと判断する教員もいる



「合理的配慮」は さまざまな支援の一部

障害者差別解消法により
日本の教育に本格導入された

教育機関の法的責務としての 「合理的配慮」



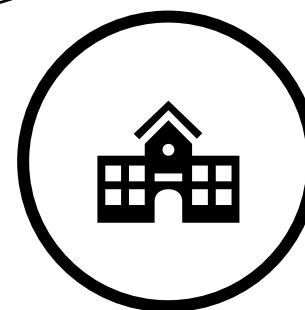
教育機関として明確なルールを設けて
情報公開をしたうえで
障害のある学生の意思の表明を受け
双方の「**建設的な対話**」を実施する

妥当性を判断し、互いに納得した上で
教育機関が組織的に判断

教職員と関係者全員が漏れなく提供する



個人的に判断

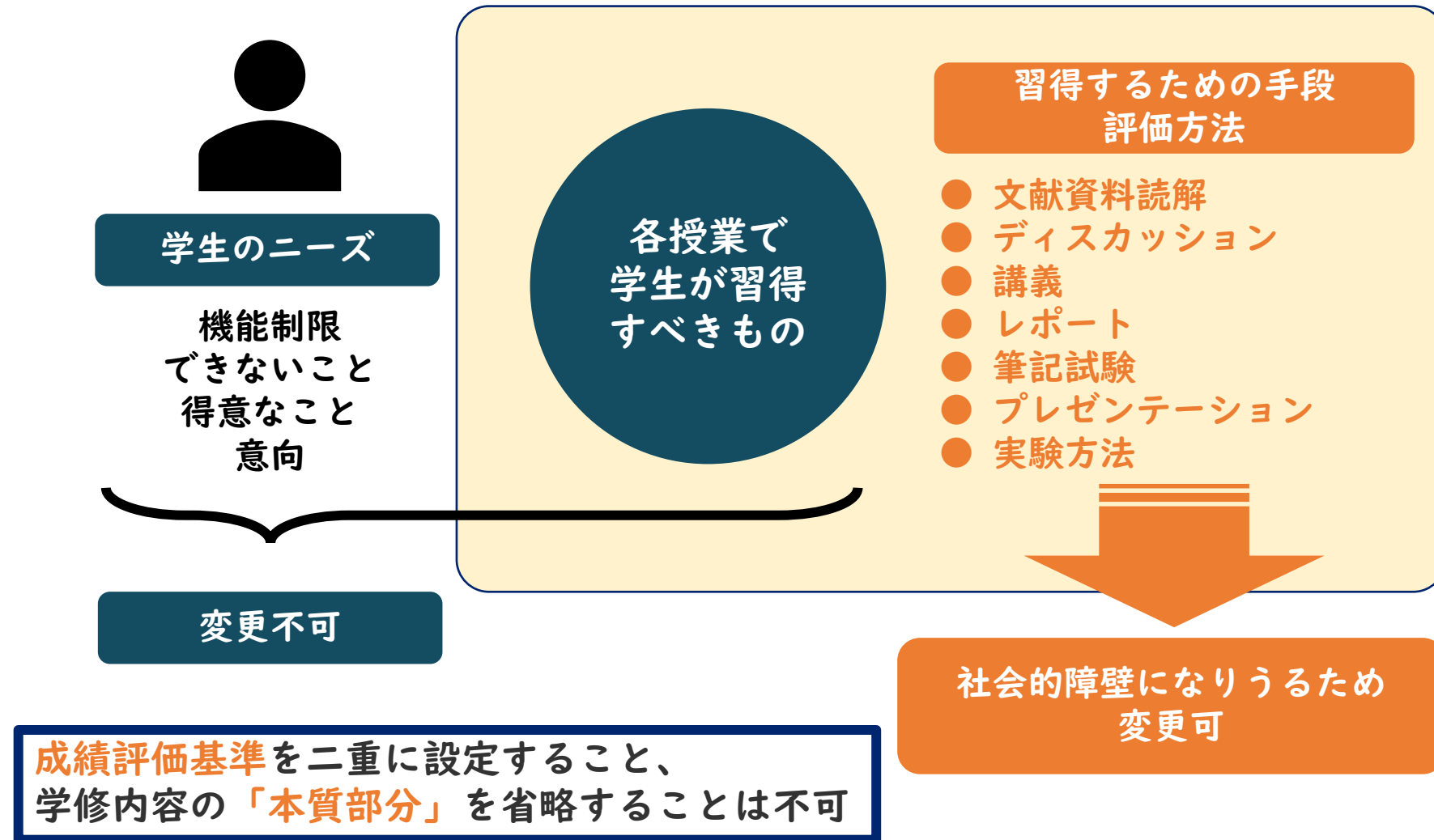


組織的に判断

※個人的に違和感を感じた
ままになる教職員が残る可
能性もあり得る。組織的判
断が優先される。



合理的配慮で変更・調整可能な範囲



合理的配慮の提供時の判断のポイント

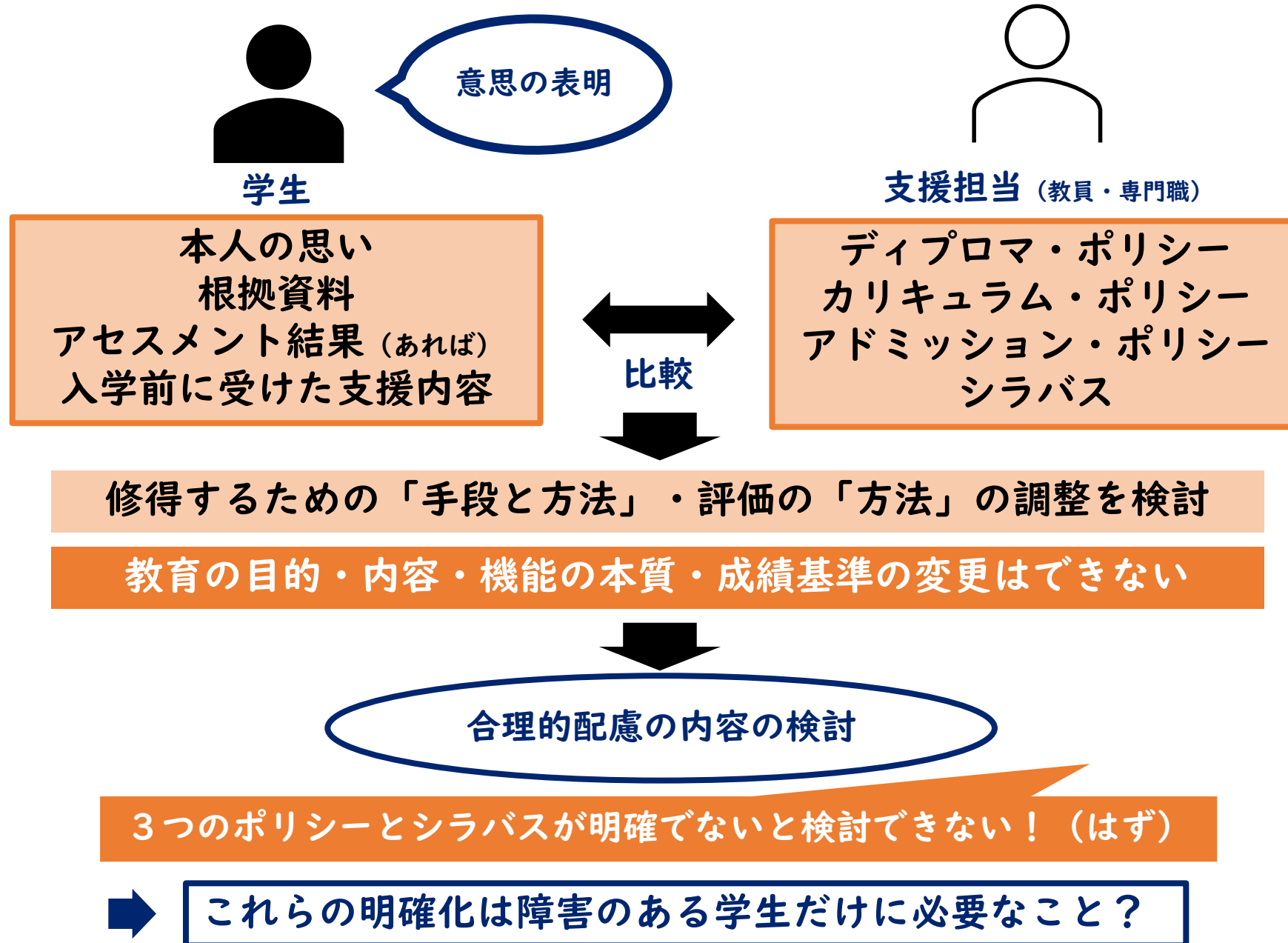
成績評価における合理的配慮を実施するために必要なこと



3つのポリシーとシラバスの充実と明確化

ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)	どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するかを定めたもの
カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)	どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するかを定めたもの
アドミッション・ポリシー (入学者受け入れの方針)	どのように入学者を受け入れるかを定めたもの。受け入れる学生に求める学修成果を示す。具体的評価方法は募集要項等で公開
シラバス (授業計画)	授業で修得すべきもの、授業方法、授業計画、評価基準を明記

合理的配慮の検討



もうすぐそこ！障害者差別解消法 改正

2016(H28)年

「障害による差別の解消の推進に関する法律」

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

【現行法】

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

合理的配慮提供は努力義務

2021(R3)年

3月 9日 改正閣議決定

4月20日 衆議院において可決

現在 参議院にて審議中

→交付日から3年以内に施行



【改正案】

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。しなければならない。

合理的配慮提供は義務



私大合理的配慮義務化にどう備える？

	不当な差別的 取扱いの禁止	合理的配慮	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	所掌する分野につ いて策定義務 (第11条1項)
地方公共団体	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	—
国立大学法人	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第7条1項)	—
学校法人 (=民間事業者)	義務 (第8条1項)	義務化	??	??

私立大学において
具体的に何がどう変わるか？は
これから議論

東京都は 2018年10月1日 に義務化
「障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」

- 一足先に条例レベルで義務化された東京都
- 障害学生支援室等の設置が
進められているが…。

日本の高等教育機関に求められていること

内閣府 障害者基本計画（第4次計画 平成30(2018)年度～令和4(2022)年度）

令和4年度までに100%達成を目指さなければならない項目

9. 教育の振興（基本法第16, 17条関係、条約第24, 30条関係）目標分野 高等教育における障害学生支援の推進

障害学生に対する合理的配慮の提供等の状況

- ①障害学生が在籍する大学等において、授業に関する支援を実施している大学等の割合
- ②障害学生が在籍する大学等において、授業以外の支援を実施している大学等の割合

障害学生の支援等に関する体制の整備状況

- ①障害学生支援に関する規程等、又は障害者差別解消法に関する対応要領、基本方針等を整備している大学等の割合
- ②障害学生支援担当者を配置している大学等の割合
- ③紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している大学等の割合
- ④ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合
- ⑤ガイダンスにおいて、障害学生支援の手続などに関する学内規程や支援事例等を周知している大学等の割合

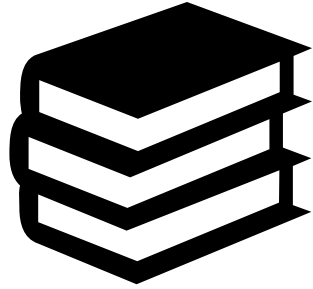
障害学生への就職指導の状況

- ①障害学生が在籍する大学等において、就職先の開拓、就職活動支援を実施してる大学等の割合
- ②障害学生が在籍する大学等において、障害学生向け求人情報の提供を実施している大学等の割合

大学等の入試における障害学生への配慮に関する情報公開の状況

- ①入試要項等への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学等の割合

障害学生支援に関連する条約・法律等



障害者の権利に関する条約
(障害者権利条約)

障害者基本法

障害による差別の解消の推進に関する法律
(障害者差別解消法)

「文部科学省所管事業分野」における
障害を理由とする差別の解消の推進に関する**対応指針**

藤田医科大学障がい学生支援に関する基本方針
施行令和3年3月1日



次は…どう具体化するか？

何を・誰が・どこまでやるか？
人的リソースは？資金は？

藤田医科大学障がい学生支援に関する基本方針

施行 令和3年3月1日

1. 趣旨

藤田医科大学は、障がいのある学生及び入学を希望する障がいのある者（以下、障がい学生等という）を含むすべての学生に対し、平等かつ公平な教育を受ける機会を提供するため、「国連・障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法（昭和45年法律第85号）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」の基本理念、目的及び対応指針に基づき、障がいにより学生生活に不利益が生じないように必要かつ適切な支援及び環境整備を行う。

2. 不当な差別的取扱いの禁止

藤田医科大学は、正当な理由なく、障がいを理由として、教育その他のサービス等の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する。障がい学生等でない者に対しては付さない条件を付するなどにより、障がい学生等の権利利益を侵害しない。

3. 合理的配慮

障がい学生に対し、その障がいの内容や程度に応じ個別に必要なかつ合理的な配慮を行うことにより、障がい学生等を含むすべての学生に質の高い教育を提供する。合理的配慮は学術研究機関としての本質や評価基準の変更を伴わない範囲で行われることとする。

4. 支援体制

障がい学生等の支援は、各学部、研究科及び学生部等、学生生活に関わるすべての部門の教職員が行う。支援の提供に当たっては、学長の下、学生部が主体となり各学部、研究科及び必要に応じて学内外機関と連携し幅広い支援の提供について検討を行う。

5. 研修・理解促進

障がい学生等に対する支援活動を通じて、学生一人ひとりが、相互に人格・個性を尊重しながら、より良い人間関係を築き、障がいについて理解する機会を提供する。また、すべての大学関係者を対象として、障がい者差別の解消に向けた研修を行う。

6. 基本方針の周知徹底

学長は、本基本方針の目的を達成するために、基本方針の周知徹底を行い、規程の整備や相談窓口の整備を行う。

附則

この基本方針は、令和3年3月1日から施行する。

医学部医学科分野別認証評価制度

「財団法人大学基準協会」



例) 医学教育 日本で医学教育を受けた学生が米国へ留学するための認証制度

●世界医学教育連盟

(World Federation for Medical Education : WFME)

↓ 認証 ↓

●日本医学教育評価機構

(Japan Accreditation Council for Medical Education : JACME)

↓ 認証 ↓

日本の大学

↑ 米国での研修資格を認定 ↑

●ECFMG

(Educational Commission For Foreign Medical Graduates)

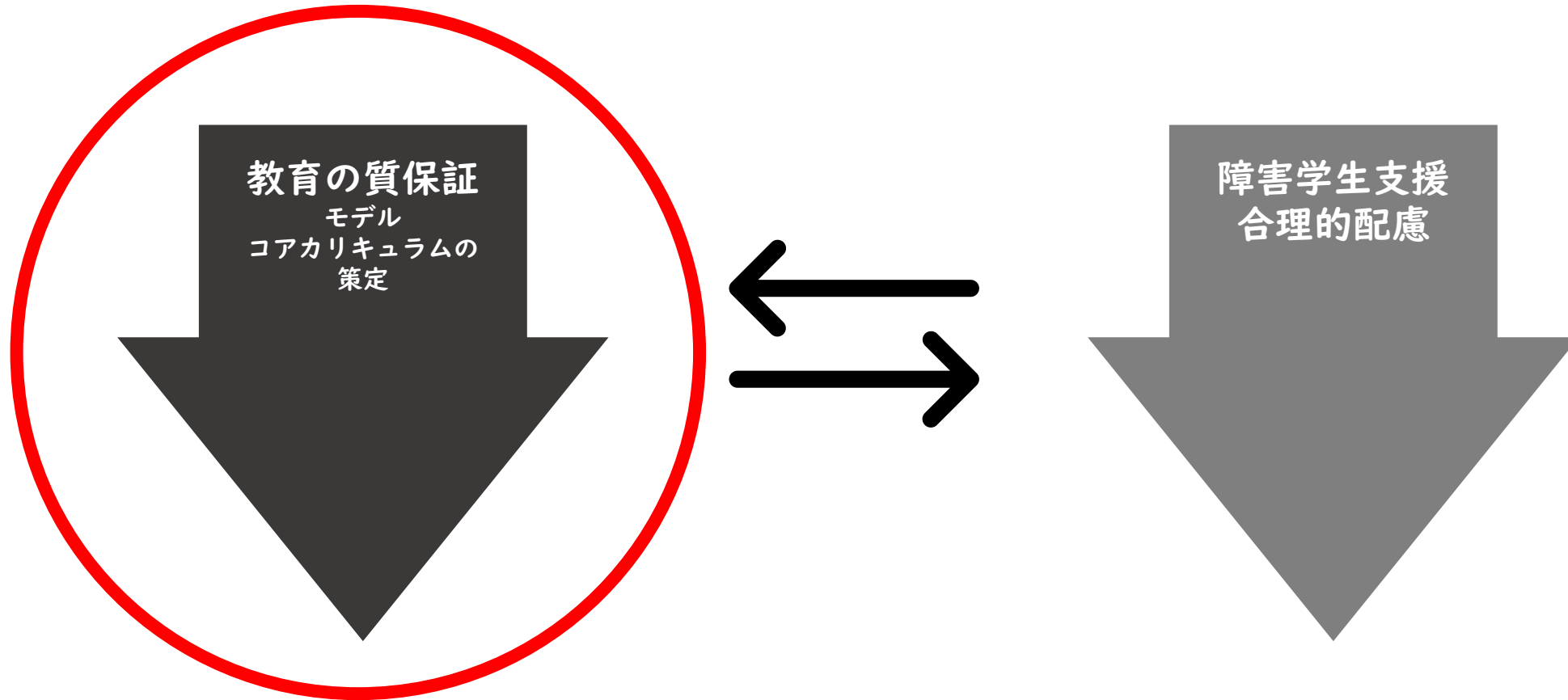
専門職としての能力を明確に定義し、
確かな基準・内容に基づき教育を展開する ➡ 教育内容・評価の厳格化が進む

高等教育機関に求められる「厳密さ」と「柔軟さ」

2000年代～



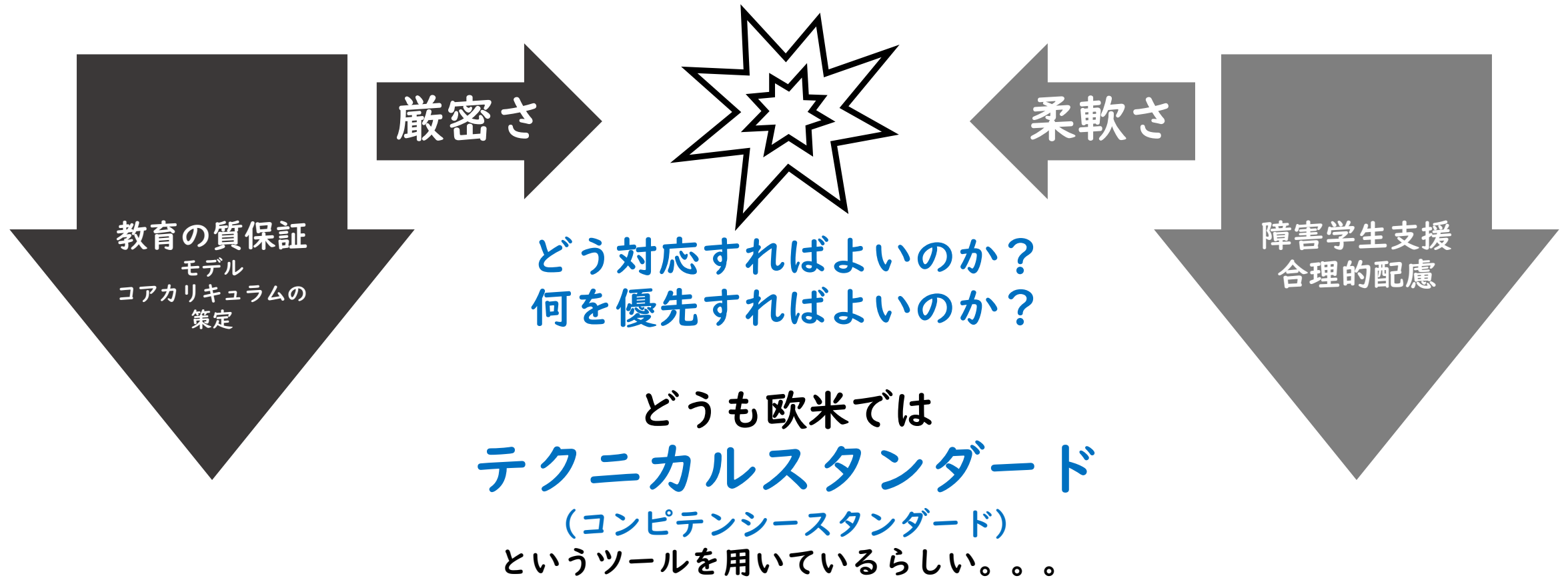
厳密さと柔軟さへの対応策は共通



障害学生支援を軌道に乗せるためにも「教育の質保証」をめぐる取り組みの強化が有効

「高専教育」とは何をどこまで目指す教育なのか？
それが明確にならなければ、合理的配慮を合理的に進めることは不可能！！

教育の質保証と合理的配慮提供の間に生じたコンフリクト



「テクニカルスタンダード」とは…
三つのポリシー等の（学術的基準）とは異なる。
コースやプログラムの単位で、本質的に求められる能力要件を明示したもの。

【参考】看護分野におけるテクニカル・スタンダード (英・豪ではコンピテンシー・スタンダード)

領域		学生に求める能力や知識、スキル (Level2)	要件達成と評価される課題の例(Level5)
倫理的行動		◆臨床現場での倫理的行動に関する知識と順守	●講義や臨床現場で個人情報へ適切な行動を示す ●倫理的行動を意識し続ける責任感を示す
行動の安定性		◆多様に変化する講義・臨床現場で前向きに働くための行動の安定性	●建設的なフィードバックを適切に受け止め、反応する ●臨床現場で自分の感情や行動に上手く対処する
法律		◆豪州の法律、専門規範、職務範囲に関する知識と順守	●豪州医療従事者登録機関 (AHPRA) の学生登録要件に従う ●関連する子どもの保護と安全に関する法律に従う
コミュニケーション	言語	◆言語コミュニケーションを正確かつ適切に理解し、反応する	●演習・臨床現場でのディスカッションに参加する。 ●臨床現場でのケア要求に適切に反応する
	非言語	◆行動の手がかりを適切に認識・解釈し、反応する	●教室の状況を適切に認識し、反応する ●臨床現場の非言語的手がかりを適切に認識し、反応する
	書字	◆明瞭な書字によるコミュニケーションをする	●学術要件を満たすエッセイを作成する ●専門的基準を満たす看護記録を速やかに作成する
認知	知識	◆関連する適切な情報を示す ◆実践上の知識や情報を扱う	●学習評価への応答で、適切な知識を概念化し、使う ●臨床現場での方針や手続きに関する知識を示す
	識字	◆文章を構成するために学術的な形式を理解し、使う ◆多様な印刷物や情報を読み、理解する	●適切な学術形式で言い換え・要約・参照をする ●正確で整理された看護記録を示す
	計算	◆データや尺度、数値基準を解釈し、正確に適用する	●正確な投薬の計算を行う ●水分出納表 (Fluid Balance Chart)
感覚機能	視覚	◆要求されたスキルを遂行するのに十分な視覚機能	●投薬の書類を正確に作成する ●傷口のわずかな変化に気づく
	聴覚	◆要求されたスキルを遂行するのに十分な聴覚機能	●聴診による血圧測定を正確に実行する ●呼び出しによるケア要求に気づく
	触覚	◆要求されたスキルを遂行するのに十分な触覚機能	●体温や脈拍の触診などで血行の変化に気づく力と可動性
力と可動性	粗大運動	◆安全で効果的なケアの提供に必要な粗大運動能力	●人や物を安全に移動し、適切なバランスを維持する ●道具や機器を安全に取り外して、利用する
	微細運動	◆安全で効果的なケアの提供に必要な微細運動能力	●菌が入らないように傷口に包帯を巻く ●輸血用器具を正確に差し込み、既定の速度に設定する
持続可能なパフォーマンス		◆課題完了に必要なレベルでの身体エネルギーがある	●チュートリアルや、講義に参加する ●調整済みの時間枠内で一貫したケアを提供する

(出典) 竹田一則編, 佐々木銀河他著: よくわかる! 大学における障害学生支援 ジアース教育新社,
256, 2018, University of Western Sydney: Inherent requirements for Nursing courses.

【参考】Harvard Medical School

Technical Standards for Medical School Admission, Continuation and Graduation

The screenshot shows the Harvard Medical School website. At the top, there is a red navigation bar with links: STUDENT HANDBOOK, MYHMS, HARVARD MEDICAL SCHOOL, and HARVARD UNIVERSITY. Below this, the Harvard Medical School logo is on the left, and 'MEDICAL EDUCATION' is on the right. A search bar is also present. A black banner with a white exclamation mark icon and the text 'CAMPUS ALERT - Coronavirus preparedness for the HMS community.' is displayed. Below the banner, a horizontal menu contains links: ABOUT, ADMISSIONS, FINANCIAL AID, MD PROGRAM, STUDENT LIFE, STUDENT SERVICES, and EDUCATOR RESOURCES. The 'ADMISSIONS' link is highlighted. On the left side, a vertical menu lists: ADMISSIONS, Who We Are, Before You Apply, When to Apply, Selection Factors, Eligibility Requirements, Policies, Technical Standards, and FAQ. The main content area shows the breadcrumb 'HOME / ADMISSIONS / BEFORE YOU APPLY / POLICIES /' followed by the title 'Technical Standards'. Below the title is the section 'Harvard Medical School Policy Statement'. The text states: 'Applicants to Harvard Medical School are selected on the basis of their academic, personal, and extracurricular dimensions. In addition, applicants must have the intellectual, physical and emotional capacities to meet the requirements of the School's curriculum and of a successful medical career.' The mission statement follows: 'The mission of Harvard Medical School is to provide its graduates with broad general knowledge in all fields of medicine and the basic skills and competence requisite for the practice of medicine. Therefore, the faculty of HMS believes that a broad-based and patient-oriented curriculum is necessary for the development of such knowledge and skills and is best suited to the'.



Observation

観察

Communication

コミュニケーション

Motor

運動

Intellectual

知性

Behavioral and

Social Attributes

行動と社会的属性

【参考】 University of New England College of Pharmacy

UNE UNIVERSITY OF NEW ENGLAND
INNOVATION FOR A HEALTHIER PLANET

College of Pharmacy

ACADEMIC AND TECHNICAL STANDARDS

Pharmacy students must complete all Doctor of Pharmacy program requirements and receive a passing grade in all courses and clinical rotations to be eligible for graduation. The graduating student must have a cumulative grade point average of 2.0 or better.

Technical standards

All students must be able to meet the following University of New England (UNE) College of Pharmacy technical standards. A student accepted into the Doctor of Pharmacy program must have abilities and skills in five categories observation, communication, motor, intellectual, and behavioral/social. Standards are developed as criteria to achieve the Doctor of Pharmacy degree in preparation for licensure as a practicing pharmacist and for postgraduate professional training and education in any of the varied fields of pharmacy. Further, the safety of the patient, on whom the pharmaceutical education process is largely focused, must be guarded as the final and ultimate consideration.

The University of New England, College of Pharmacy acknowledges Section 504 of the 1973 Vocational Rehabilitation Act and PL 11-336, the Americans with Disabilities Act (ADA) 19903, and requires minimum technical standards be present in students accepted into the Doctor of Pharmacy program. The College of Pharmacy will engage in an interactive process with applicants with disabilities but the College of Pharmacy reserves the right not to admit any applicant who cannot meet the Technical Standards set forth below, with reasonable accommodations. Applicants are not required to disclose the nature of their disability(ies), if any, to the Admissions Committee. However, any applicant with questions about these technical standards is strongly encouraged to discuss his/her specific issue(s) with the Student Access Center prior to the interview process. If appropriate, and upon the request of the applicant, reasonable accommodations will be provided.



Observation 観察
Communication コミュニケーション
Motor 運動
Intellectual 知性
Behavioral and Social 行動/社会

➡ 合理的配慮提供の有無にかかわらず
5項目のスキルと能力を有することを
学生に求めている

「テクニカルスタンダード」導入に向けた誤解や不安



日本ではなじみのない
「テクニカルスタンダード」の考え方の流入

さまざまな誤解と不安の発生

実際のところどうなのか？
大学では何をどう備えればいいのか？

テクニカルスタンダードをめぐっての意見

合理的配慮とは何ぞや？という問い

資格取得系・実習系学部での支援の難しさ ▶▶▶▶▶▶

[illegible]

職務定義不明確の中での専門職の在り方▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶

▶▶▶ 障害学生の入学を抑止したいと考える大学関係者の存在

大学教員としてどう向き合ったらいいか？不明 ▶▶▶▶▶▶

新たな欠格条項になるのでは？という恐れと疑念

米国における障害者支援関連の法律(一部)

1965 Higher Education Opportunities Act (HEOA)
高等教育機会法



1973 Section 504 of Rehabilitation Act
リハビリテーション法 第504条

1990 The Americans with Disabilities Act (ADA)
障害のあるアメリカ人法

2008 HEOA / ADA 修正

2014 Workforce Innovation and Opportunity Act (WIOA)
労働力革新機会法

リハビリテーション法第504条



1973 Section 504 of Rehabilitation Act

リハビリテーション法 第504条

SEC. 504. (a) No otherwise qualified individual with a disability in the United States, …… , shall, solely by reason of her or his disability, be excluded from the participation in, be denied the benefits of, or be subjected to discrimination under any program or activity receiving Federal financial assistance or under any program or activity conducted by any Executive agency or by the United States Postal Service.

米国における適格性のある障害のある人は何人たりとも、障害があるという理由のみによって、連邦政府から補助金を受けるいかなる事業、又は各実施当局及び郵便サービスの実施するいかなる事業においても、参加を阻まれたり、受けるべき利益を損なわれたり、受けるべき利益を損なわれたり、差別を受けたりすることがあってはならない。

米国における障害者支援関連の法律(一部)

リハビリテーション法第504条



1973 Section 504 of Rehabilitation Act

リハビリテーション法 第504条

SEC. 504. (a) No otherwise qualified individual with a disability in the United States, …… , shall, solely by reason of her or his disability, be excluded from the participation in, be denied the benefits of, or be subjected to discrimination under any program or activity receiving Federal financial assistance or under any program or activity conducted by any Executive agency or by the United States Postal Service.

米国における適格性のある障害のある人は何人たりとも、障害があるという理由のみによって、連邦政府から補助金を受けられるいかなる事業、又は各実施当局及び郵便サービスの実施するいかなる事業においても、参加を阻まれたり、受けるべき利益を損なわれたり、受けるべき利益を損なわれたり、差別を受けたりすることがあってはならない。

米国における障害者支援関連の法律(一部)

米国における「適格性のある人」の考え方



ADA § 101(8) Qualified individual

The term “qualified individual” means an individual who, with or without reasonable accommodation, can perform the essential functions of the employment position that such individual holds or desires.

「適格性のある人」という用語はその人が就いているまたは希望する職務の本質的機能を「合理的配慮」があってもなくても遂行できる人を意味する。

適格性の有無の判断方法

- (1) 当該職務が要求する、障害によっては影響を受けない選定基準をその人が満たしているか。
- (2) 「合理的配慮」についても考慮したうえで、職務の本質的機能の遂行が可能かどうかについて判断される。なお、職務にとって周辺的な業務を遂行できないことは適格性の判断に影響しない。

「本質的機能」「選定基準」を明示するため、テクニカルスタンダードが改めて示されたともいえる。

長谷川珠子「アメリカにおける合理的配慮について」 (2008.06)

厚生労働省 第3回労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会 資料2 より

【参考】 Medical Students with Disabilities : A Generation of Practice.

1979

Special Advisory Panel on
Technical Standards for Medical School Admission 刊行



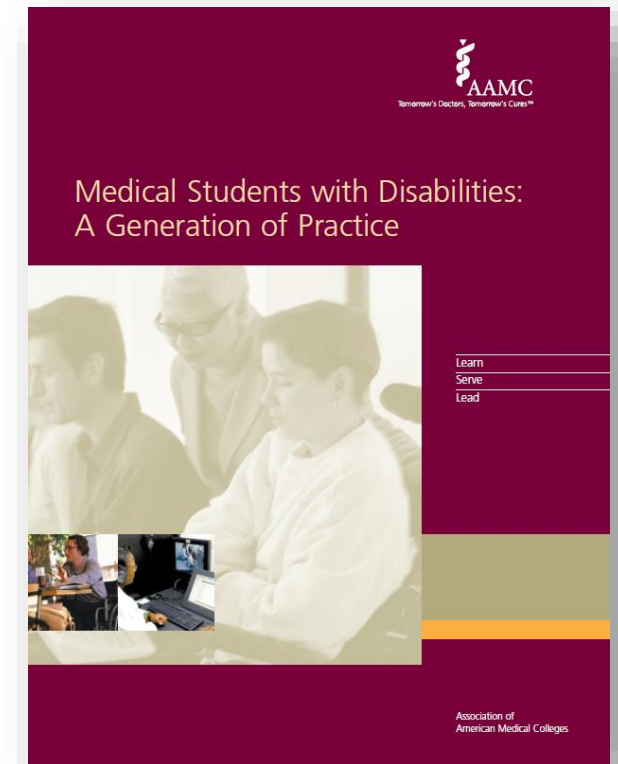
※ 医学部教員がM.D.の学位を取得するために不可欠な要件を
正確に判断するためにテクニカルスタンダードを発刊。順次更新。

2005

American Association of Medical Colleges 米国医科大学協会 刊行

Medical Students with Disabilities : A Generation of Practice.

- I. The Applicable Law**
- II. Disability Defined**
- III. Admissions**
- IV. Reasonable Accommodations**
- V. Accommodation Process**
- VI. Conclusion**
- # Institutional “Must Do’s”**



Be careful when determining that an impairment is a disability.

impairment

「医学モデル」
機能制限＝障害



見えない・歩けない
聞こえない・話せない
認知の偏り・メンタル

個人で解消できることには
限界がある…

disability

「社会モデル」
社会的障壁＝障害



機能制限がある人のことを考えて
作られていない
事物・慣行・観念・制度

障害は社会が生み出している
社会が変われば
障害は減らせる、無くせる！

テクニカルスタンダードを欠格条項として用いるのは禁じられている

ADA § 102(b)(6)



障害者を実際に排除したり排除する傾向のある職務基準を用いることは、それがその職務に関連しかつ業務上の必要性に合致しない限り許されない。

→職務基準や試験方法が障害者にとって不利な効果を持つ場合には、合理的配慮を提供することにより、その不利な効果を取り除くことが求められる。

『最高裁判決に基づくADAの“障害”と“適格”の概念についてのEEOC調査官への指針』

Instructions for Field Offices: Analyzing ADA Charges After Supreme Court Decisions Addressing "Disability" and "Qualified" (EEOC 1999)

『ADAのもとでの合理的配慮と過剰な負担についてのEEOCの方針の手引き書』

Enforcement Guidance: Reasonable Accommodation and Undue Hardship Under the Americans with Disabilities Act (EEOC 1999)

→適格性のある障害者／合理的配慮の厳密な定義について示している。

長谷川珠子, 日本学術振興会, 「アメリカにおける合理的配慮について」, 2008, 厚生労働省 第3回労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会 資料2 より
北野誠一, 桃山大学, 「ADA (障害をもつアメリカ人法) 10年の歩みと、日本における障害者権利法 (JDA) の方向性その5」, 月刊ノーマライゼーション 障害者の福祉, 2001年1月号 (第21巻 通巻234号) より

日本へ導入するときの注意点

米国は「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准していない

→米国の単独行動主義と、適格性のある障害者の規定が国内法にあることが理由

日本は「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准している

→「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」は全ての国民が対象

日本には「適格性のある障害者」という考え方は存在しない
→「テクニカルスタンダード」も明確には存在していない

日本で
専門職としての専門性の担保
障害のある人が専門職として活躍できる権利
どう両立するか？

日本におけるテクニカルスタンダード？

日本にはまだ
明確な形で「テクニカルスタンダード」は存在しない

テクニカルスタンダード的なものの存在のみ

モデルコアカリキュラム
ディプロマポリシー
カリキュラムポリシー
アドミッションポリシー
ルーブリック評価基準
資格取得要件 など

これらが集合的にテクニカルスタンダード的なものを構成している状態

これらを障害のある人の排除規定にしないためにはどうしたら良いか？

テクニカルスタンダードと公正さ、法体系の違いによる影響

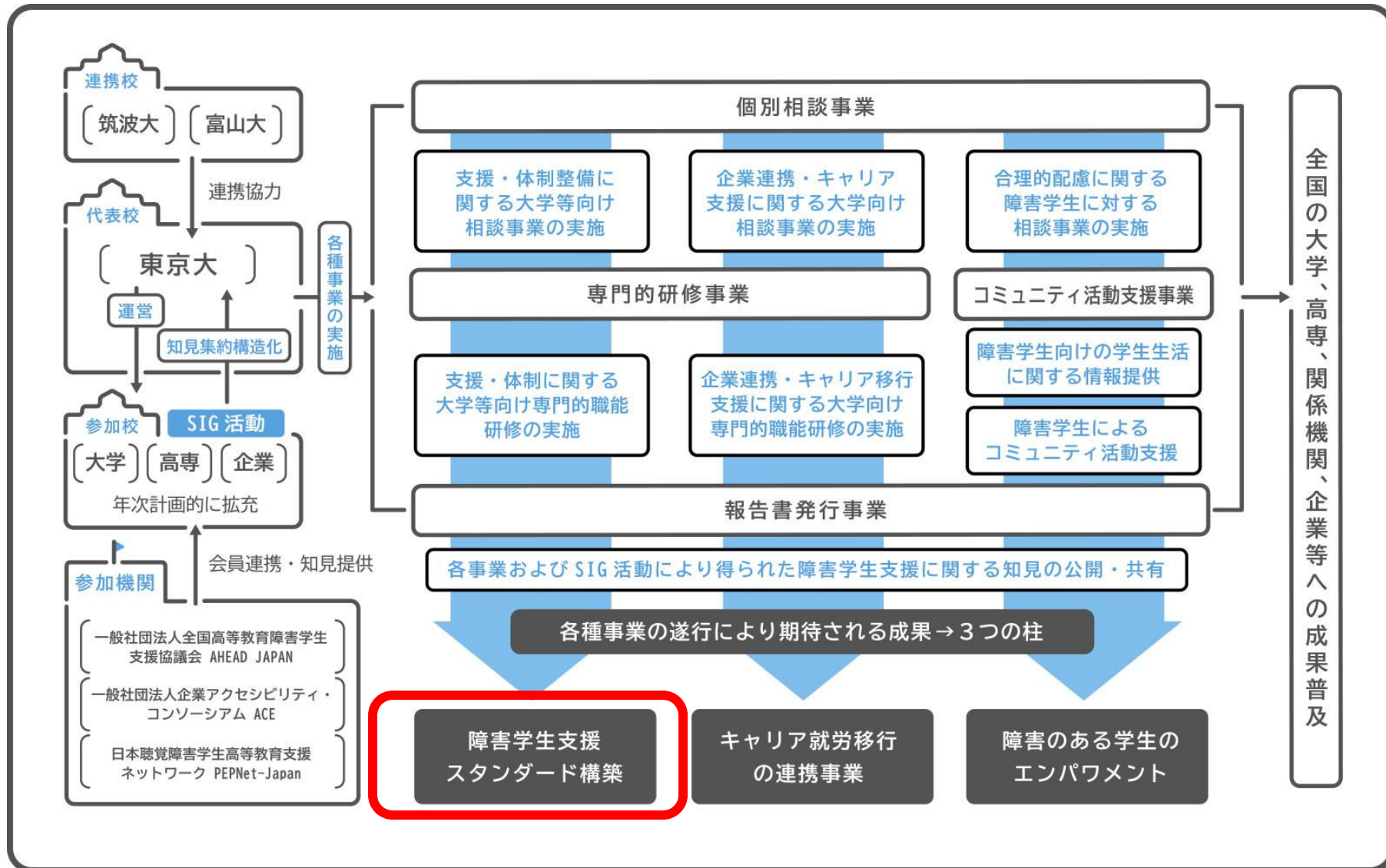
- 日本では極論すれば「ルールは守るものであり例外は基本認められないもの」であり、本質的機能などが示されていると排除のための記述と考えられがち
 - ←→ 米国では「ルールは公正な議論と交渉のためにお互いの共通理解の軸を示したもの」であり「個別の権利保障についての決定は過去の判例を参考にしながらケースバイケースに決めて、社会全体で考え方を作り上げていくためのもの」TSもしかり
- 合理的配慮の考え方の理解には、判例法的な考え方の理解が必要
 - 本質的機能などが明示されていても、例外は認めないと拒否しているのではなく、基本的な考え方をルールとして事前に示すことで、公平に話し合おうと議論を開いているもの
 - 法体系上でも、日本は基本的には大陸法（細かいところまで施行令などで決め切る成文法）だが、米国は英米法（枠組みを示してあとは判例で決めていく判例法）であり、法体系の違いも私達の認識に大きく影響している可能性

東京大学近藤武夫先生 2018/11/02 PHED SIGTS CBIの資料より

東京大学

「障害と高等教育に関するプラットフォーム形成事業」

PHED : Platform of Higher Education and Disability



東京大学PHEDテーマ別検討部会：Special Interest Group

(1) 障害学生支援におけるQI (Quality Indicator=質の指標) の策定；

→ 障害学生支援のスタンダードとなる知識・技術の基本体系を策定

(2) コストとリソース確保の検討；

→ QIを達成するために必要なコスト（予算・機材・人員など）を検討し、必要なリソースを揃えるための手立てを提案

(3) 理解啓発コンテンツの作成；

→ 教職員や一般学生だけでなく、障害学生本人や保護者向けにも、障害学生支援や合理的配慮提供に関する理解啓発のための専門的研修CBIの実施やコンテンツを作成

障害学生支援スタンダード

【アクセシビリティ】 学内バリアフリーの促進、合理的配慮のあり方、入試における配慮提供

【法の理解】 障害者差別解消法など法の理解と遵守、合理的配慮提供のあり方に関する理解啓発、障害による差別の根絶と法的処置

【アシスティブ・テクノロジー】 支援機器の確保と準備（スタートアップ機器の情報提供）、ICT・アルテクの活用、修学・生活支援技術活用の促進

【キャンパスソーシャルワーク】 学内コーディネート の在り方、地域支援サービスの活用、学外連携、各種サービス利用のための学生エンパメント

【就労移行・キャリア支援】 学内外の障害学生インターンの促進、地域就労移行支援サービスの活用、法的理解、産学官の連携ネットワーク、社会移行のための学生エンパメント

【教育の本質および専門職養成とテクニカルスタンダード】 教育の本質に関する再検討、職務要件としての専門的技術のあり方、学内外実習等における合理的配慮のあり方

【根拠資料とその取扱い】 合理的配慮提供の根拠資料（障害者手帳・診断書等）の意義、適切な配慮の根拠となるアセスメントのあり方、学内での資料取り扱いガイドラインを策定

【災害等の緊急時対応】 災害等の緊急時における障害学生支援の準備と対応、大学内の防災対策強化、地域防災との連携

SIG-TS：教育の本質および専門職養成とテクニカルスタンダード



西村 優紀美 Yukimi NISHIMURA

富山大学保健管理センター准教授／教育・学生支援機構 学生支援センター副センター長 アクセシビリティ・コミュニケーション支援室長／一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会AHEAD JAPAN理事。専門は自閉スペクトラム症児・者に対するコミュニケーション教育。大学では障害学生支援に関する学内外ネットワーク構築、発達障害学生に対するコミュニケーション支援と卒後支援に関する研究と実践を行っています。社会人として悩みながらも活躍している卒業生に会い、話をするのが楽しみです。



嶋田 かをる Kaoru SHIMADA

熊本保健科学大学 学生相談・修学サポートセンター 教授、兼 保健科学部 医学検査学科 教授。学科教員として、学生相談員と障害学生支援室委員を兼務して参りましたが、2018年4月から新設されたサポートセンターに軸足を移しました。オーガナイザーとして、機能障害を有しながら医療職を目指す学生の皆さんへの支援を務めています。



船越 高樹 Koji FUNAKOSHI

京都大学 学生総合支援センター 特任准教授、高等教育アクセシビリティプラットフォーム チーフコーディネーター。初等教育から高等教育までのすべての教育段階での現場経験があり、インクルーシブな教育システムづくりに自ら参画して取り組む実践家。合理的配慮の内容検討の際の参照基準として、教育の本質要件等と密接に関わるテクニカルスタンダードの重要性に着目し、SIG-TSに参加している。

「テクニカルスタンダード」の定義

「三つのポリシー」

「ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」
「カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）」
「アドミッションポリシー（入学者受け入れ方針）」

高等教育機関における学術的要件を示す
➡ 抽象的な表現が多い

「テクニカルスタンダード」

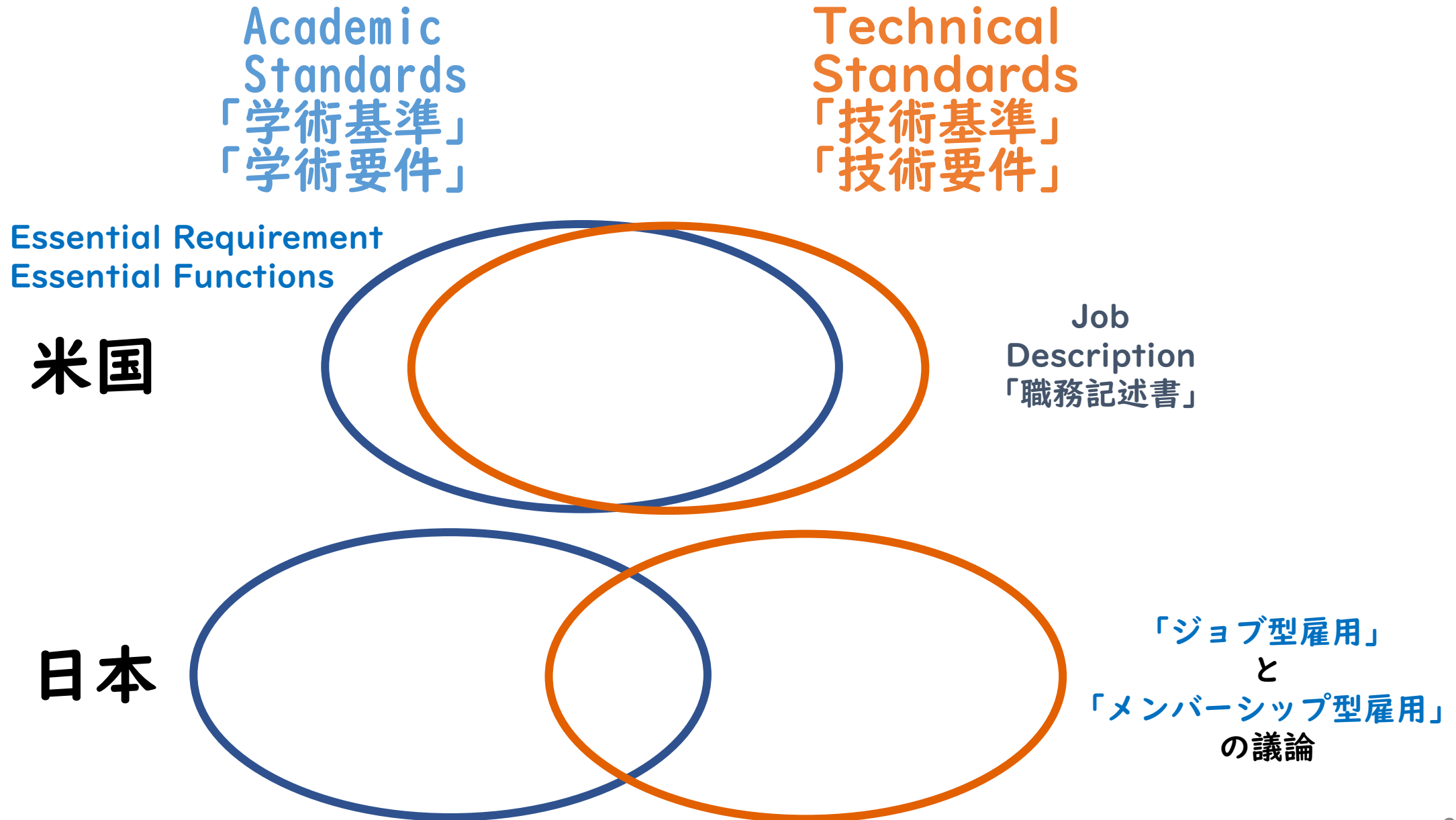
《定義》

「専門職が専門職として機能するために必要な、本質的に求められる能力要件を具体的に明示したもの」

《留意点》

修学上または社会移行における合理的配慮を受けた上で達成しても良いとされている点に留意する必要がある。

SIG-TS：教育の本質および専門職養成とテクニカルスタンダード



テクニカルスタンダードの二面性

“テクニカルスタンダード”
ネガティブな側面



拡大解釈

的確な合理的配慮がなされない



新たな欠格条項
として運用されてしまう恐れ

“テクニカルスタンダード”
ポジティブな側面



達成基準の明示

支援手法の検討が容易に



合理的配慮提供の際の
参照基準・目標として
変更・調整がしやすくなる。





1. “TS” を扱う上での基本姿勢

2. 入学時における合理的配慮の内容調整

3. 高等教育機関での“TS”を絡めた修学全般を見通した合理的配慮の内容調整

4. 学内の実験・実習・演習時の合理的配慮の内容調整

5. 学外実習時の合理的配慮の内容調整

6. 就職活動時の移行支援における合理的配慮の調整

7. “TS”に関する啓発活動（策定、修正、変更への関与等）

“テクニカルスタンダード”
を意識しつつも

拡大解釈や
過剰適用を避け

本人との建設的対話に
基づく調整を

いかに実現できるか

手順を明記



現場での課題は？

2-1. 入学前の対応において“TS”を意識できる。

◇意図：

入学を希望する学部のアドミッションポリシーについて、入学希望者（必要により保護者）と確認し説明する。また、入学前の支援に関する情報が共有できるならば、それをもとに合理的配慮の提供内容を効果的に検討できることを説明する。

◆よくある間違い：

「あなたにだけに特別なことはできない」、「前例がない」、「人手が足りない」、また、「専門職として求められる能力は自力で発揮できるのが当たり前である」などと“TS”を盾に、入学を暗に拒否する。

◎ Good practice：

①たとえ支援困難なニーズのある入学希望者であっても、自学を進路先として検討していることは歓迎すべきことと受け止める。

②本人が希望する学部・学科・研究科が求める3つのポリシーと、本人の思い、意図を十分にくみ取りつつ、示されている“TS”とも比較し、困難な場面も想定しつつ、客観的にフェアな判断ができるよう適切な情報提供を行う。

③中等教育までに個別の教育支援計画や JAPAN e-Portfolio などの資料が作成されているならば、それらの活用も効果的であることを伝え、具体的な支援材料として、共に検討する。

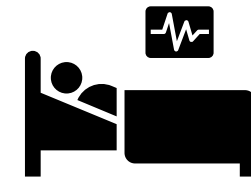
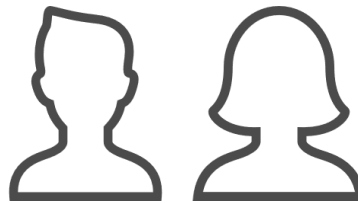
障害をめぐる臨地実習の位置づけ

【大学の課題】
障害のある学生の教育を
どうスムーズに実施するか
専門職としてどう育成するか？

三者それぞれが
障害のある人の
働き方について
検討・試行する機会

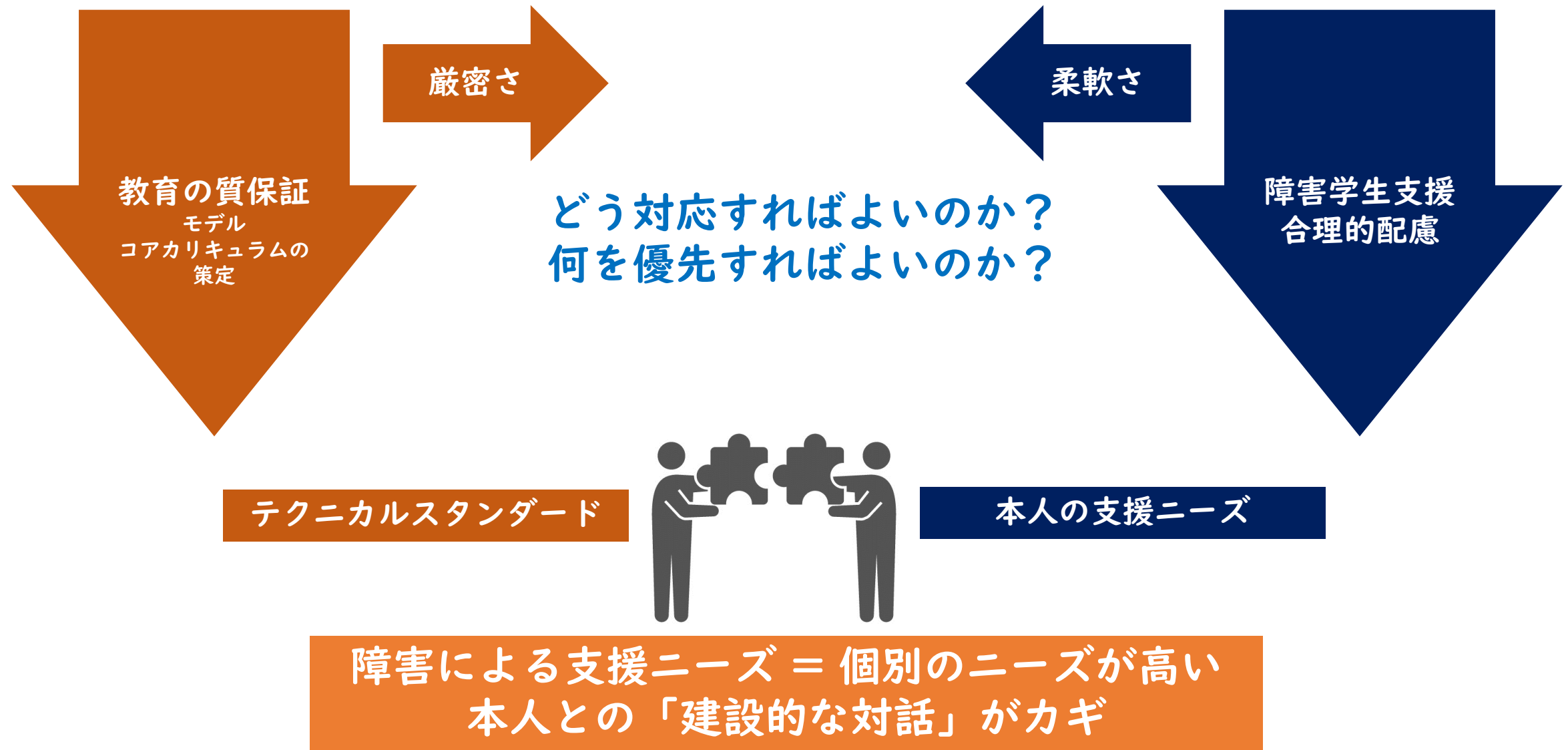
【医療機関の課題】
障害のある人を
どう受け入れ
共に働けるようにするか？

臨地実習



【障害等のある学生の課題】
現場で働くことを体験、知る機会
自分の支援ニーズについて知る機会
セルフアドボカシーの力を高める機会

教育の質保証と合理的配慮提供の間に生じたコンフリクトを乗り越える





Thinking Time 各自でちょっとお考え下さい

大変残念なことです、時代に逆行して「入学後の支援に対する負担を懸念し、障害のある入学者がこれ以上増えないよう対策を立てるべし」という声が聞こえてきます。

「大学に入って苦勞しないように、入学を断念させることは良心的対応ではないか？」とすら言う人もいます。

一見正しいように感じてしまうかもしれませんが、この発言自体が極めて差別的です。なぜでしょうか？

【テーマ】

問1：この発言が差別的な理由はなぜか、考えてください。

問2：以下の対策は実際に検討されてしまった不適切な対応例です。
ひとつ選び、なぜ不適切かを考えてください。

方法1：

支援ニーズの有無を見分けるために面接試験を必須とする。

方法2：

提供可能な支援の限界を公表し進学をあきらめてもらう。

方法3：

大学では特別支援教育が提供できないことを強調し、そのことについて同意書をとる。

我々にも限界があることは確か…ではどうする？

支援ニーズがあっても他の高校生同様、大学に関心を持ち「大学で学びたい！」という高校生

支援ニーズのない高校生には

「大学に関心を持ってくれてありがとう！」「進学先として検討してくれてありがとう！」

「大歓迎だ！入学を待っているから」と無条件で言えるのに、支援ニーズのある高校生に言えないのはなぜ？

どんな困難が予想される高校生であっても、まずは「大歓迎の意」を示すことから始めてほしい

支援ニーズの有無で対応を変えることがそもそもの間違い
我々にできることは教育機関としての使命を果たすことのみ



大学進学を判断する材料（＝情報）に触れるの機会の保障

「大学での学びについて広める」「理解してもらう」「卒業後の進路を意識してもらう」

オープンキャンパスの充実、webコンテンツの充実、高校進路担当への説明

＝これは教育的にも正しい。不当な差別的行為にはならない。

◎ミスマッチを防ぐ取り組みの強化



×支援の限界を理解してもらう取組

これらの違いを説明できますか？

個別の障害に対する対応

● 以下にあげた個別の障がいに対する対応（特に入学後に生じた場合）

- ①内部障害（移植後の免疫抑制剤使用やインスリン治療など）
- ②トランスジェンダー（着替えなど）
- ③四肢麻痺
- ④識字障害（明朝体が苦手など）
- ⑤色弱（赤いポインターは見えないなど）
- ⑥聴覚障害
- ⑦書字困難

※ スライドにて解説します。

【参考】合理的配慮内容検討の参考になるサイト一覧

日本学生支援機構（JASSO）の資料

◆「合理的配慮ハンドブック」H30年3月刊行

●紹介サイト

→https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/index.html#keisaisiteiru
（ページ上部から冊子版取り寄せについて、書籍の案内と続きますが、下部よりハンドブック全体をPDFにてダウンロードできるようになっています。）

●印刷用PDF→https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/index.html#pdf

◆「はじめて障害のある学生を受け入れるにあたって（平成28年度版）」

●紹介サイト

→https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/start_guide/index.html

◆「教職員のための障害学生支援修学支援ガイド（平成26年度改訂版）」H27年3月刊行

●紹介サイト

→https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/index.html

◆障害のある学生への支援・配慮事例

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/jirei/index.html

◆障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/index.html

※「紛争」という言葉に目が行きますが、高等教育機関における支援事例がたくさん掲載されています。（ただし、玉石混交、不適切な事案も見受けられるとの指摘もあるため注意が必要です。）

◆ウェブコラム

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/column/index.html

※具体的な支援事例ではないですが、障害学生支援全体での留意点を理解する上で、おそらく一番参考になる資料です。

独）国立特別支援教育総合研究所

※機関名が示しているように、初等教育から中等教育における特別支援教育についての情報が掲載されています。

※中等教育機関である高等学校と高等教育機関では「教育の質保証」の観点から、特別支援教育の実施の可否の判断が異なるため、一部読み替えて判断する必要があります。

◆インクルDB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）

※高校までの合理的配慮実践事例データベースが公開されています。

<http://inclusive.nise.go.jp/>

発達障害のある学生の支援に関する情報および相談先

◆筑波大学 RADD発達障害学生支援プロジェクト

<https://dac.tsukuba.ac.jp/radd/>

聴覚障害のある学生の支援に関する情報および相談先

◆筑波技術大学 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）

<http://www.pepnet-j.org/>

視覚障害のある学生の支援に関する情報および相談先

※高等教育機関における視覚障害のある学生の支援を提供する団体は存在しません。

◆社会福祉法人日本視覚障害者団体連合

<http://nichimou.org/>

【参考資料】

日本学生支援機構 発行



https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/index.html

2018年03月15日発行



https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/index.html

おすすめ！

2021年3月31日発行



精神障害の方への支援

何らかの精神疾患を有し、日常や社会生活に困難が生じている状態にあることを指します。症状やその強さが時間経過や環境によって大きく変わり支援ニーズも変化していきます。状況にあわせた支援や調整が必要です。



おもな症状と分類

睡眠障害	睡眠リズムが乱れ、眠るべき時間帯に眠ることができず、起きているべき時間帯におきていられないという、概日リズム睡眠障害や、十分な睡眠をとっても日中に居眠りをしてしまい、さらに脱力発作(笑ったり怒ったりしたときに力が抜ける)や金縛りを伴う中枢性過眠症(ナルコレプシー)もある。
不安障害	強い不安、動悸、呼吸困難、手足のしびれ、めまい、気の遠くなる感じなどが突然出現する「パニック障害」、他者との社交状況への強い恐怖または不安がある「社交不安症」等がある。
うつ病	気分の落ち込み、不安、焦燥、不眠、意欲低下、興味や喜びの消失、易疲労感、将来への悲観、死にたくなる、胃痛や頭痛など多彩な身体症状等がある。
双極性障害(躁うつ病)	うつ症状と躁症状を繰り返す(躁症状:気分高揚、多弁多動、注意散漫、睡眠欲求の減少、次から次へと思考が浮かぶ、将来まずいことになる可能性の高いことに熱中する等)。
強迫性障害	同じ言葉や考えを繰り返してしまう強迫観念や、何度も確認しないと落ち着かない、こだわりが強くなる強迫行為がある。
統合失調症	思考の障害や情動面の不安定さ、不安や睡眠障害等を伴うこともある。急性期は陽性症状がみられるが、その後の経過において、活動性が低下したり感情の表出が乏しくなったりする陰性症状が顕在化することもある。

(DSM-5 をもとに分類)



困難なポイントと支援例

座席によっては不安や緊張が極度に高まる	・座席配慮
期限までにレポートを提出できない	・提出期限の延長
欠席が多い	・課題の代替などによる出席上の配慮 ・欠席分の資料提供
学内で食事が取れない	・居場所の提供
授業の合間や休み時間に休息が必要	・休養室の提供
対人関係・集団活動(サークル・寮生活など)に問題が生じる	・周囲の理解と本人への助言 ・心理カウンセリング

3

(1) 各障害別支援例ー精神障害の方への支援

和歌山大学 障害学生支援ガイドブック

17

※参考資料 和歌山大学のガイドブック







特別支援学校ベースで書かれていますが、
子どもの様子、対応策に関しては
大いに参考になります。



発達障害 ～生きづらさを抱える少数派の「種族」たち～

著者名：本田秀夫(著者)

2018/12/6 刊行

ISBN:978-4-7973-9832-8

SB新書



発達障害のある女の子・女性の支援

「自分らしく生きる」ための「からだ・こころ・関係性」のサポート

川上 ちひろ（岐阜大学） 木谷 秀勝（山口大学） 編著

2019/3/25 刊行

ISBN-13 : 978-4760832729

金子書房



発達障害学生支援プロジェクト
Reasonable Accommodation for Developmental Disabilities

アクセス

ENHANCED BY Google



筑波大学
University of Tsukuba

HOME

事業説明

教育関係共同利用拠点

研究紹介

研究・活動実績



～あなたの学びを応援する～ Learning Support Book

「がんばる」ための
工夫を探しましょう



コンテンツ例

● Learning Support Book とは？
授業やレポート、試験勉強等で役立つ情報を
提供する電子ブックのポータルサイトです
勉強や生活で役立つ便利ツールやアプリ、
他の学生のマル秘テクニックなどを
大学などの教職員や学生が見れます

● どんな役に立ちますか？
「ノート・メモの取り方」「レポートの書き方」
「忘れ物を防ぐ方法」「集中力アップ」などの
コンテンツから興味があるものを見ると
より Smart に大学生活を送るのに役立ちます

● どんな人が作ってますか？
筑波大の学生が電子ブックを作っているので、
実際の学生生活で役立つ情報になっています



ノート・メモ の取り方

話を録音しながら
ノートが書けるペン
など

スケジュール 管理の方法

ふせんを使った
簡単スケジュール
管理ツール など

アクセスはこちら



<https://lsb.sec.tsukuba.ac.jp/>

勉強のやる気 アップ

勉強になかなか
取り組めない時の
テクニック など

忘れ物を防ぐ 方法

紛失したものを
探すための
便利ツール など

● もっと知りたい！
紹介動画もあります
ぜひ見てください



なかなか思い通りに勉強できない人
他の学生よりもワンランク上の
勉強テクニックを身につけたい人
にオススメ！

RADDのコンテンツ



教職員相談ネットワーク

